

小牧市雨水流出抑制対策施設設置要綱

平成 17 年 11 月 25 日
17 小 河 第 1445 号

小牧市雨水調整池設置要綱（平成 8 年 4 月 1 日施行）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この要綱は、市が市内の田畑、山林及び雑種地において、雨水の流出の増加の原因となるような行為を行うおそれのある者（以下「行為者」という。）に雨水の流出を抑制する施設を設置させることにより、当該田畑、山林及び雑種地が有する雨水の浸透機能の保全を図り、総合治水を推進するとともに、治水安全向上に努めることを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 この要綱は、特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 3 条に規定する指定区域以外の区域において、同法第 9 条に規定する雨水浸透阻害行為でその行為を含む事業面積が 500 平方メートル以上の場合に適用する。

2 前項の区域において、戸建住宅及び 1000 平方メートル未満の宅地分譲の場合、同項の規定は適用しない。

（雨水流出抑制対策施設の設置）

第 3 条 市は、行為者が雨水の流出の増加の原因となる行為を行う前に、行為を行う予定の区域内に雨水の流出を抑制する施設（以下「対策施設」という。）を設けるよう努めなければならない。

2 市は、行為者が対策施設の貯留容量（基本対策量）を次の式により算出した数値以上にするよう指導するものとする。

$$V = 280A$$

V：貯留容量（立方メートル）

A：行為区域面積（ヘクタール）

3 市は、行為者が新川流域貯留浸透施設設計マニュアル又は小牧市流出抑制施設設計マニュアルに準じて対策施設の設計を行うよう指導するものとする。

（届出）

第 4 条 行為者は、対策施設を設置するときは、雨水流出抑制対策施設設置届出書（様式第 1）を市に届け出なければならない。

（完了報告）

第 5 条 行為者は、対策施設の設置完了後、速やかに雨水流出抑制対策施設設置完了報告書（様式第 2）を市に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。